大平　五八一八番　標柱三号
コヤハ　五八一三番　標柱四号
花ノ木平　五八二六番　標柱五号
　標柱六号
ツフリ沢　五八二九番　標柱七号
ヤケ山　五八三六番　標柱八号
ココロヒ平　五八三九番一、五八三九番二　標柱九号
ヨケシ　五八二二番　標柱十号
　標柱十一号

○経済産業省告示第五十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当を受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月十五日　経済産業大臣　直嶋　正行

二の二の表の第１の2903・29の項の次に次の１項を加える。

2903・51	○ｒ－１，ｃ－２，ｔ－３，ｃ－４，ｔ－５，ｔ－６－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン。三の７の(1)において「アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン」という。）、ｒ－１，ｔ－２，ｃ－３，ｔ－４，ｃ－５，ｔ－６－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベーター－ヘキサクロロシクロヘキサン。三の７の(1)において「ベーター－ヘキサクロロシクロヘキサン」という。）及びｒ－１，ｃ－２，ｔ－３，ｃ－４，ｃ－５，ｔ－６－ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ－ヘキサクロロシクロヘキサン。三の７の(1)において「ガンマ－ヘキサクロロシクロヘキサン」という。）（試験研究用のものを除く。）

二の二の表の第１の2903・69の項中「及びポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。以下同じ。）」を「、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。以下同じ。）、ペンタクロロベンゼン及びヘキサブロモビフェニル」に改め、同項の次に次の１項を加える。

2904・10	○ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ。三の７の(1)において「ＰＦＯＳ」という。）又はその塩（試験研究用のもの及びエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの製造に使用するものを除く。）

二の二の表の第１の2904・20の項の次に次の１項を加える。

2904・90	○ペルフルオロ（オクタン－１－スルホニル）＝フルオリド（別名ＰＦＯＳＦ。三の７の(1)において「ＰＦＯＳＦ」という。試験研究用のものを除く。）

二の二の表の第１の2906・29の項中「（別名ジコホル。三の７の(1)において「ジコホル」という。）（試験研究用のものを除く。）」を「（別名ジコホル。三の７の(1)において「ジコホル」という。）（試験研究用のものを除く。）」に改める。

二の二の表の第１の2909・19の項の次に次の１項を加える。

2909・30	○テトラブロモビフェニルエーテル（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。三の７の(1)において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）、ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。三の７の(1)において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）、ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル。三の７の(1)において「ヘキサブロモジフェニルエーテル」という。）及びヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル。三の７の(1)において「ヘプタブロモジフェニルエーテル」という。）（試験研究用のものを除く。）

二の二の表の第１の2910・40の項中「（別名ディルドリン。三の７の(1)において「ディルドリン」という。）（試験研究用のものを除く。）」を「（別名ディルドリン。三の７の(1)において「ディルドリン」という。）（試験研究用のものを除く。）」に改める。

二の二の表の第１の2910・90の項中「（別名エンドリン。三の７の(1)において「エンドリン」という。）（試験研究用のものを除く。）」を「（別名エンドリン。三の７の(1)において「エンドリン」という。）（試験研究用のものを除く。）」に改める。

二の二の表の第１の2914・31の項の次に次の１項を加える。

2914・70	○デカクロロペンタシクロ［5．3．0．$0^{2,6}$．$0^{3,9}$．$0^{4,8}$］デカン－５－オン（別名クロルデコン。三の７の(1)において「クロルデコン」という。）（試験研究用のものを除く。）

二の二の表の第１の3824・90の項を次のように改める。

3824・90	○ポリ塩化ナフタレン（試験研究用のものを除く。）及び４－ニトロジフェニル（その塩を含む。）、ビス（クロロメチル）エーテル、ベンジジン（その塩を含む。）、４－アミノジフェニル（その塩を含む。）又はベーター－ナフチルアミン（その塩を含む。）をその重量の１％を超えて含有する製剤その他のもの

三中「６に掲げる貨物を輸入する場合において６の(1)から(5)までの貨物の区分に応じそれぞれに定める大臣の確認を受けた場合、７に掲げる貨物を輸入する場合において経済産業大臣の確認を受けた場合又は８に掲げる貨物を輸入する場合において８の(1)から(12)までの貨物の区分に応じそれぞれに定める書類を税関に提出した場合は、令第四条第一項の規定による輸入の承認を要しないもの」を「令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の(1)から(12)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出」に改める。

三の７の(1)を次のように改める。

(1)イ　試験研究用のヘキサクロロブタ－１・３－ジエン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター－ヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマ－ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデン類、アルドリン、トキサフェン、マイレックス、ヘキサクロロベンゼン、ＤＤＴ、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ＰＦＯＳ若しくはその塩、ＰＦＯＳＦ、ジコホル、２・４・６－トリ－ターシャリ－ブチルフェノール、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、ディルドリン、エンドリン、クロルデコン、Ｎ・Ｎ－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、Ｎ－トリル－Ｎ－キシリル－パラ－フェニレンジアミン、Ｎ・Ｎ－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド又は２－（２Ｈ－１・２・３－ベンゾトリアゾール－２－イル）－４・６－ジ－ターシャリ－ブチルフェノールを輸入しようとする者は、当該輸入に係るヘキサクロロブタ－１・３－ジエン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター－ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデン類、アルドリン、トキサフェン、マイレックス、ヘキサクロロベンゼン、ＤＤＴ、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ＰＦＯＳ若しくはその塩、ＰＦＯＳＦ、ジコホル、２・４・６－トリ－ターシャリ－ブチルフェノール、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、ディルドリン、エンドリン、クロルデコン、Ｎ・Ｎ－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、Ｎ－トリル－Ｎ－キシリル－パラ－フェニレンジアミン、Ｎ・Ｎ－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド又は２－（２Ｈ－１・２・３－ベンゾトリアゾール－２－イル）－４・６－ジ－ターシャリ－ブチルフェノールが試験研究用であることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。